

人に寄り添い、暮らしを守る仕事

消費生活相談員を目指しませんか!?



「消費生活相談員」になるための講座（AとBの2つのプログラム）



どんなお仕事なの？

全国の自治体に設置されている消費生活センター等で、消費者トラブルの解決や被害防止の業務に従事する専門職です。

仕事に就くためには？

採用条件は地方公共団体により異なりますが、「消費生活相談員資格（国家資格）」を取得することが推奨されています。



プログラム

A

7月1日開講



消費生活相談員資格（国家資格）※1 試験の合格を目指すための講座

受講方法：eラーニング講座（録画配信）

受講対象：消費生活相談員資格（国家資格）を保有していない方

定員：2000名 ★先着順

申込期間：6/18（水）12：00～（定員に達した時点で受付終了）

申込方法：次のURL又は右記QRコードのリンク先より申込み

【URL】<https://questant.jp/q/r7ninaiteplus>

★リンク先の申込フォームはこのチラシ専用です。一般公開用チラシとは異なり、上記定員に達している場合も一定数の申込を受け付けます。



プログラム

B

9月13日開講



消費生活相談実務に求められる実践的知識及びスキルを学ぶための講座

受講方法：オンライン生配信 座学型8講座／参加型1講座
対面 参加型2講座 ※対面講座の開催地は裏面参照

受講対象：現在消費生活相談業務に就いていない方

（プログラムAを受講する資格未保有※2の相談員は受講可）

定員：300名（10地域合計）

★先着順ではありません

申込期間：8/7（木）～ 8/21（木）

申込方法：次のURL又は右記QRコードのリンク先より申込み

【URL】<https://questant.jp/q/2025programb>

※定員以上の応募があった場合、志望動機により判断のうえ、場合によっては抽選とする。
※対面講座開催地及びその隣県にお住まいの方を一定数優先する。



（受講対象に合致する方は、AとB両方受講することも可能、受講料はいずれも無料です。）

事前説明会（録画配信）

6月7日に開催したプログラムA及びBの事前説明会の様子をアーカイブ配信しています。

受講を希望される方は、ぜひこちらをご覧ください。以下URL又はQRコードのリンク先よりご視聴できます。

（URL）<https://jca-home.jp/ninaite-2025> （受託事業社である日本消費者協会のサイトにリンクします。）



※1 消費生活相談員資格（国家資格）とは、消費者安全法に基づく消費生活相談員の資格。資格試験については、裏面参照。

※2 消費生活相談員資格（国家資格）・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員のいずれも未保有の方。

講座の内容

プログラムA (eラーニング講座)

■全33講座、全35時間程度を予定

【内容】消費生活相談員の役割／消費者問題／消費者行政／民法／消費者契約法／特定商取引法／割賦販売法／金融商品／貸金業法／景品表示法／製品安全／衣食住に関わる知識／環境／民事紛争／経済一般／企業経営／社会保障制度／消費者教育／試験対策講座／論文の書き方講座 など

<7/1(火)より視聴可/順次動画をアップ>



消費生活相談員資格(国家資格)試験

以下いずれかの試験に合格すると、消費者安全法に基づく消費生活相談員の資格(国家資格)を取得することができます。詳細は各URL又はQRコードのリンク先をご確認ください。



1. 消費生活相談員資格試験

主催：(独)国民生活センター

【URL】 <https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>



2. 消費生活アドバイザー試験

主催：(一財)日本産業協会

【URL】 <https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html>

プログラムB (オンライン&対面講座)

■全11コマ(6日間) 17時間程度を予定 ※いずれも土日祝に実施

1. オンライン生配信講座 4日

座学型(8講座)

【内容】事例中心の実務に則した内容
例：賃貸住宅関連／訪問販売／美容関連
マルチ関連／ネットトラブル／など

【日程】9/13・20・27・10/4(土)
1日2コマ、13～17時の間を予定



2. 対面講座(2講座) 1日

【内容】事例検討 1・2

1地域あたり1日実施
10時～17時の間を予定
2講座を1日で実施

【地域】以下参照

各地域の実施日については、
消費者庁のHPでご確認ください。



3. オンライン生配信講座 1日

参加型(1講座)

【内容】ロールプレイング

【日程】11/15～1/17(土曜開催)
上記のうちいずれか1日
1人あたり1回受講



①北海道 ②宮城県 ③栃木県 ④埼玉県 ⑤石川県 ⑥岐阜県 ⑦愛知県 ⑧兵庫県 ⑨高知県 ⑩宮崎県

岐阜県では11月1日(土)にじゅうろくプラザで実施します。

プログラムA及びBを受講し、一定の条件をクリアした方に限り、ガイドライン※3により国家資格合格者と同等と認められる者の想定として明記される「消費生活コンサルタント」の資格を取得する機会があります。
(表面※2にあるいずれの資格も保有していない方に限ります。)

※3 改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン(平成27年消費者庁)

本講座の特徴

充実の講師陣

各テーマを専門とする弁護士や現役の消費生活相談員等が登壇します。

※各講師がレジュメを用意します。(各自でダウンロードしてご用意いただけます。)

2つの試験を同時に対策

プログラムAは、消費生活相談員資格試験と消費生活アドバイザー試験の両方に対応したカリキュラムです。

就業を見据えた支援(初心者でも大丈夫!)

プログラムBでは、消費生活センターでの勤務を見据え、消費生活相談員の実務講座も実施します。

※本講座は消費生活相談員資格試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。

※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力いただきます。

※本講座の受講料は無料ですが、通信料、交通費、国家試験の試験受験料は自己負担となります。
また、レジュメは各自でダウンロードしてご用意いただけます。

※受講にはパソコンやスマートフォンが必須となります。端末はご自身でご用意ください。

国家資格等の
取得にチャレンジ!



問合せ先(受託事業者)

一般財団法人日本消費者協会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-18-1 千石屋ビル3階

【専用ヘルプデスク】メール：2025soudanin@ai-spt.jp 電話：0120-121-009 ※平日10時～18時

※原則メールでお問合せいただきますようお願いいたします。

本事業は、消費者庁より委託を受けた一般財団法人日本消費者協会が実施します。